

【大分県】

日本財団 事業・住宅再建のための金融支援制度（日本財団わがまち基金）

1.住宅再建支援 50,000,000 円（第 1 期分）（総額 100,000,000 円予定）

地震による住まいを失ったもしくは住むことができなくなった被災者が、住宅の再建・購入等に必要となる資金の借入れをする際の負担を軽減する支援制度

対象者：熊本地震の被災者（罹災証明受領者）

対象となる借入：大分県内にて主たる住居を建設・購入・補修する際に必要とする資金

支援内容：借入によって生じる利息の無利子化

・新規建設・購入の場合（利子補給上限 200 万円）

・補修の場合（利子補給上限 30 万円）

支援件数：第 1 期事業として、約 165 戸（建設・購入 5 戸、補修 160 戸）

2.事業再建支援 300,000,000 円（第 1 期分）（総額 550,000,000 円予定）

熊本地震に関する大分県の支援制度との連動により、被災した事業者が、事業の再開や再建等に必要となる資金の借入れをする際の負担を軽減する支援制度

対象者：熊本地震の被災事業者（罹災証明受領者）

対象となる借入：主に大分県内で行う事業に必要なとする資金

支援内容：借入によって生じる利息の無利子化および信用保証料負担の無料化

(1) 設備資金の借入れへの支援

・災害支援融資制度（地域産業振興資金・設備資金）

・災害支援融資制度（おんせん県魅力サポート資金・設備資金）

(2) 運転資金の借入れへの支援

・災害支援融資制度（地域産業振興資金・運転資金）の利用者向け支援枠

支援件数：約 560 件（1 件あたりの借入額平均約 1,500 万円で算出）

支援効果：災害支援融資制度の借入額約 84 億円の利子および信用保証料相当分